

社労連第226号
平成24年5月15日

都道府県社会保険労務士会会长 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 金田修
(公印省略)

認証局移行スケジュールの一部変更について（周知依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営につき種々ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、セコムトラストシステムズ株の認証局（以下「新認証局」という。）への移行スケジュールにつきましては、平成24年1月20日付社労連第17号「全国社会保険労務士会連合会認証局の移行について」により、既にご案内いたしているところであります。

現在、新認証局への移行に向けて、鋭意準備を進めているところですが、このたび、新認証局にかかる主務大臣の認定取得が諸般の事情により、当初の予定より遅れる見込みとなりました。

つきましては、新認証局における利用申込書の送付ならびに発行開始時期等の変更点を別紙のとおりご案内いたしますので、あらためて会員への周知等ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、月刊社労士ならびに連合会ホームページ等において会員への周知を図ることを申し添えます。

なお、平成24年4月5日付社労連第169号「都道府県社労士会会則準則の一部改正について」にて通知いたしました内容について変更点はございませんので、よろしくお取り計らいくださいますよう併せてお願い申し上げます。

謹 白

（担当：登録・電子課 電子情報係）

認証局移行スケジュールの一部変更に関するお知らせ

既にご案内してまいりました全国社会保険労務士会連合会認証局（以下「現行認証局」という。）からセコムトラストシステムズ株式会社が運営する認証局（以下「新認証局」という。）への移行につきましては、現在、準備を進めているところですが、新認証局にかかる主務大臣の認定取得が諸般の事情により、当初の予定より遅れる見込みとなりました。

つきましては、移行スケジュールを一部変更することとなりましたので、以下のとおりご案内いたします。

なお、移行に際しましては、電子証明書（以下「証明書」という。）の発行を行わない期間が発生しますので、くれぐれもご注意いただきますようお願ひいたします。

（新認証局）

| | 変更前 | 変更後（予定） |
|----------|---------------|---------------|
| 利用申込書の送付 | 平成 24 年 9 月以降 | 平成 24 年 10 月中 |
| 発行開始 | 平成 24 年 10 月 | 平成 24 年 11 月中 |

（現行認証局）

| | 変更前 | 変更後（予定） |
|-------------|------------------|------------------|
| 発行申請受付期限（※） | 平成 24 年 7 月 31 日 | 平成 24 年 8 月 31 日 |

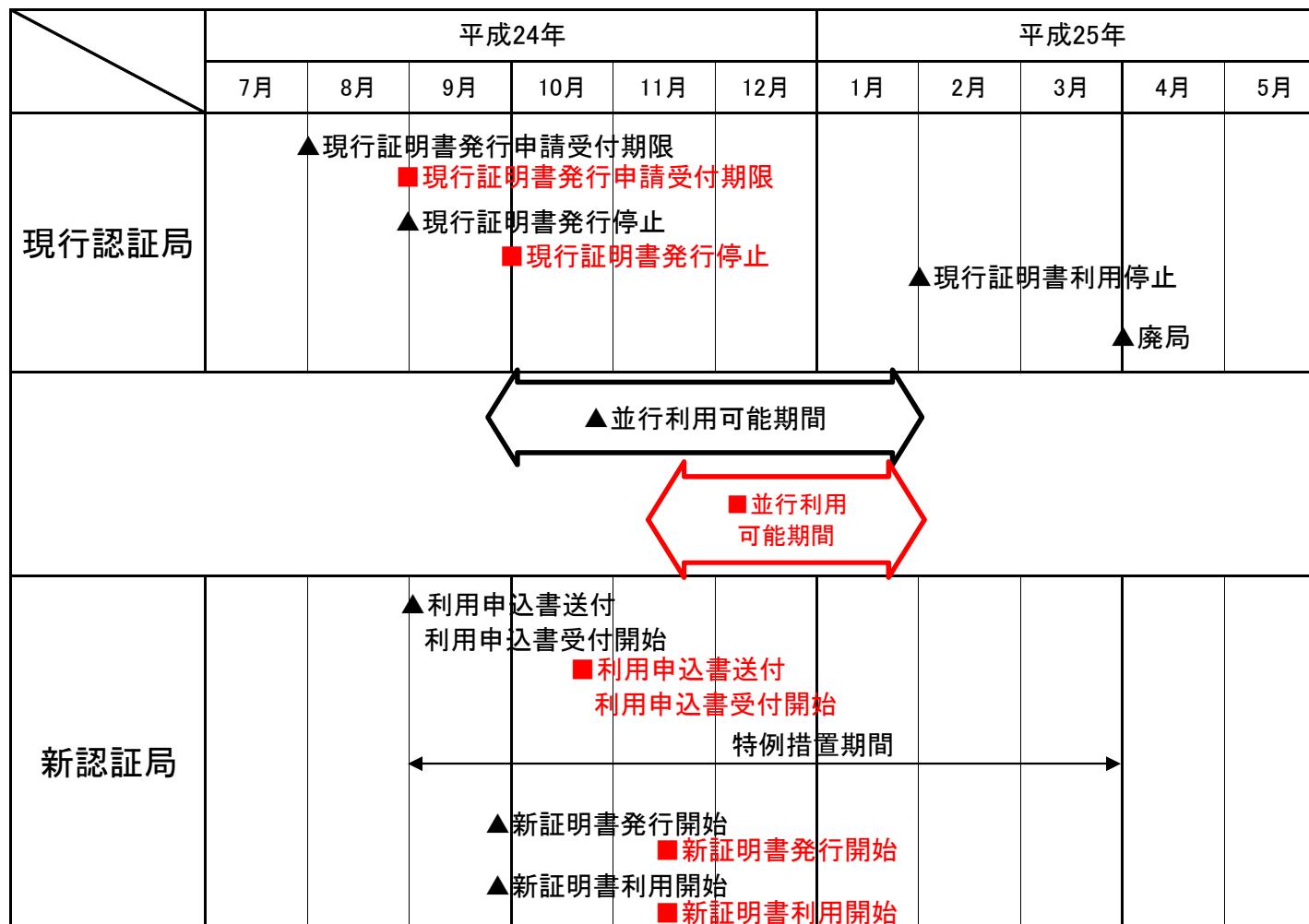
※当日消印有効

【現行認証局の証明書の更新に関するご注意】

平成 24 年 10 月から新認証局における証明書発行開始までの間は、現行認証局・新認証局ともに証明書を発行いたしません。

特に、平成 24 年 8 月から 12 月の間に、現行認証局の証明書の有効期限を迎える方は、証明書を利用できない期間が発生する恐れがありますので、あらためてご自身の証明書の利用状況等をご勘案のうえ、必要な場合は、平成 24 年 8 月 31 日（消印有効）までに現行認証局の証明書の発行申請を行っていただきますようお願ひいたします。

認証局移行スケジュール変更内容比較



▲ 変更前のスケジュール

■ 変更後のスケジュール